

関連法規(抜粋)

○社会教育法(昭和24年法律第207号)

(社会教育委員の設置)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○川崎市社会教育委員条例（昭和24年川崎市条例第34号）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定により川崎市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

第2条 委員の定数は、20人とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 特別の事由あるときは、委員会は、前項の規定にかかわらず委員を解嘱し、又は解任することができる。

5 委員に欠員を生じたときは、補欠委員を委嘱し、又は任命しなければならない。

6 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 この条例に定めがあるものの外必要な事項は、委員会が別にこれを定める。

○川崎市社会教育委員会議規則(昭和52年川崎市教育委員会規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市社会教育委員条例(昭和24年川崎市条例第34号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、川崎市社会教育委員(以下「委員」という。)の会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選出区分)

第1条の2 条例第2条第2項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に設置された学校の長
- (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者
- (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- (4) 学識経験者
- (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

(専門部会)

第6条 会議は、教育文化会館、市民館、図書館、青少年科学館及び日本民家園並びに青少年の家、少年自然の家及び黒川青少年野外活動センター(以下「青少年教育施設」という。)等の社会教育施設の円滑な運営を図るため、別表の専門部会の欄に掲げる専門部会を置く。

2 専門部会は、臨時委員で構成し、教育委員会が委嘱する。

3 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る専門部会の審議又は調査が終了したときは解職されるものとする。

4 専門部会は、臨時委員の互選による部会長及び副部会長を各1名置く。

5 専門部会は、部会長がこれを召集しその議長となる。ただし、部会長が開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 専門部会は、所属する臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

7 専門部会の議事は、出席した臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

8 専門部会の審議又は調査が終了したときは、当該審議又は調査の結果を会議に報告し承認を得なければならない。

9 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

別表（第6条関係）

専門部会	所掌事務	委員の定数	委員の構成
教育文化会館専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
幸市民館専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
中原市民館専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者

			(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
高津市民館 専門部会	館における各種の事業の 企画実施について調査審 議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から 推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経 験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する 活動を行う者
宮前市民館 専門部会	館における各種の事業の 企画実施について調査審 議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から 推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経 験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する 活動を行う者
多摩市民館 専門部会	館における各種の事業の 企画実施について調査審 議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から 推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経 験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する 活動を行う者
麻生市民館 専門部会	館における各種の事業の 企画実施について調査審	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から

	議すること。		推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
図書館専門部会	館の運営及び図書館奉仕について意見を述べること。	10人以内	(1) 市内に設置された学校の教育職員 (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
青少年科学館専門部会	館の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10人以内	(1) 市内に設置された学校の教育職員 (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 市内在住の自然科学に関する知識、経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
日本民家園専門部会	園の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10人以内	(1) 市内に設置された学校の教育職員 (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者

			(3) 市内在住の歴史、民俗に関する知識、経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
有馬・野川生涯学習支援施設専門部会	施設の運営について調査審議すること。	8人以内	(1) 区内に設置された学校の教育職員 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の生涯学習に関する知識、経験を有する市民 (4) 学識経験者
青少年教育施設専門部会	各施設における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	15人以内	(1) 市内の小学校及び中学校の教育職員 (2) 市内の社会教育関係団体から推薦された者 (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者